平成２９年（フ）第１０７号
松江市野原町67番地４、前住所三重県四日市市新正１丁目11番35号　シティフィールド106
債務者　宮本　篤紀
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２８号
熊本市西区蓮台寺４丁目12番３―202号　グランドゥルミキ、前住所熊本市北区鶴羽田１丁目１番11号　コーポ・サンシャインＢ201号室
債務者　本田　　聖
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４２８号
熊本県上天草市大矢野町上3399番地３
債務者　小幡　真一
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６０８号
神奈川県秦野市羽根78番地の５
債務者　橋爪　浩道（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１５３号
広島県神石郡神石高原町小畠1251番地
債務者　金崎　光司
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第２０５号
神奈川県横須賀市東逸見町１丁目10番地４　横須賀ヒルトップレジデンス103
債務者　前田　美貴
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第６０１号
神奈川県厚木市愛名81―１　グリーンハイツ滝美103、住民票上の住所神奈川県海老名市杉久保北２丁目５番３号
債務者　近藤　知佳
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１７３３号
名古屋市守山区白沢町295番地　ニューシティ白沢101号、従前の住所名古屋市守山区小幡３丁目16番４号―12
債務者　柳田　友見
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３号
北海道根室市西浜町１丁目185番地
債務者　笹木　星子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第８４７号
千葉市稲毛区萩台町38番地１　シャルドネＣ―207号
債務者　望月　泰史
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９４３号
千葉県市原市古市場193番地２　クレールヴィラ202
債務者　髙橋　美和
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１００９号
千葉市美浜区高洲２丁目６番１棟105号
債務者　能瀬美津子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０８９号
千葉県市川市原木１丁目15番14―302号　（グリーンシャンテ）
債務者　平野　博樹
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１１５号
千葉県船橋市芝山２丁目５番15棟403号
債務者　堤　　正志
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１１７号
千葉県浦安市当代島１丁目５番８―101号　ＭＡＫＥＳ　ＤＥＳＩＧＮ　浦安
債務者　野々村康之
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１６４号
千葉県八千代市ゆりのき台５丁目23番地６　グランディア花通105号
債務者　山中　宏一
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係